万防時報

2010年1月20日　第10号

トップインタビュー
日本レコード商業組合　矢島 靖夫 渉外・政官担当理事

日本レコード商業組合はレコード・ＣＤの小売店を会員とする全国団体。書店と並んで、古くから万引被害に悩んできた業界であり、万引防止機の導入など、対策面でも先駆的な役割を果たしてきた。また、平成15年の暮、東京都の竹花豊副知事（当時）のリーダーシップにより結成された「東京都万引防止協議会」の中心的なメンバーでもあった。万防機構では設立以来、矢島靖夫渉外・政官担当理事を理事にお迎えしており、この度、特別インタビューの機会を得た。店頭における万引犯罪の実態のみならず、業界を挙げて、社会を挙げてのあるべき対応姿勢等を中心に伺った。

編集部：レコード・ＣＤショップ業界の皆さんが万引に悩まれ、対策に乗り出されたのは随分早い時期からだったと記憶していますが・・・

矢島理事：特にＣＤは小型・軽量・高価で万引犯にねらわれる典型的な商品です。その上、社会が次第に万引されやすい環境になってきたことが犯罪を増やす素地を作ってしまったと思うのです。我々の団体の会員数が減ったのは、音楽配信の隆盛、大型店の増加等、主として音楽の消費の形態が変わったからであって万引犯罪のせいではないのですが、万引ロスが足を引っ張ったのも事実です。

我々は早い時期から業界調査を行っていますが、竹花副知事が万引犯罪撲滅に乗り出された頃には、業界の平均で売上の1.5％前後のロス率を記録していました。当時、私は理事長をしていましたが、これは業界を挙げて対策に取組まなければならないと思い、アメリカに視察に行ってまで万引防止機の導入やタグの検討をしたのです。

竹花副知事が本気になって万引対策に取組まれることを知った時には本当に嬉しかった。

編集部：東京都万引防止協議会の果たした役割は大きかったですね。

矢島：集団暴走行為、万引、痴漢といった犯罪を見逃すところに人々の心を荒廃させ、社会を壊す原因があり、これらの犯罪を見逃さないぞという決意を示すことが社会の健全化の入口になるのだということを竹花副知事は喝破されました。そして、その強い信念のもと、周到な配慮の行き届いた「組織体」と、その運営を担った強力な「事務局」、粘り強く繰り返された「会議」によって、驚くほど短期間に、関係機関別の「アクション・プログラム」のとりまとめに至ったのです。その試行錯誤の経験が、その後、「全国万引犯罪防止機構」の設立にスンナリ、シフトできる素地になったと私は思っています。

当時、「出来心の万引になぜそれほど目くじらをたてるのか」とか、「子供はゲーム感覚でやっているに過ぎない、

闇雲に厳罰を与えるのは考えものだ」といった風潮が一部にありました。この協議会は、それらの人々の代表も、被害を受けて経営の傾く企業が相次いでいる業界の代表も、万引品の換金の場となりかねないリサイクルショップ業界の代表も、公教育の代表も私学の代表も、警視庁の係官や弁護士の皆さんも平等に招いて、トコトン議論させたところに素晴らしさがあります。その結果まとめられたアクション・プログラムには、問題点とその時点での対応策が一通り盛り込まれたのだと思うのです。

編集部：そして、今回、警視庁によって「東京万引き防止官民合同会議」が設立されたわけですが、委員のお一人としてどのような考えをお持ちですか。

矢島：万引犯罪の実態は、既に牧歌的な時代ではなくなっており、集団万引、事後強盗、慰謝料を狙った万引偽装等、否応無く社会と警察が一体となった対応が求められる状況になっています。大分前になりますが、業界では万引犯を深追いして刺殺された事例が発生しています。私の店でもいわゆる「モンスターペアレンツ」に手を焼くことが一再ではありません。

編集部：私案で結構なのですが、万引対策として具体的なご提案はありませんか。

矢島：今回警視庁が提唱された「全件通報、通報者負担の軽減」は業界にとって誠に有難い措置です。 できれば、①１件１件の通報がどのくらいの時間で処理されたかの記録を残すことによって、通報者の負担軽減を徹底して頂きたい。また、②この画期的な措置が永続するよう、調書のフォーマットを統一し、我々業界人が日頃から馴れるように公開して頂きたい。③全件通報の前提として、万引犯罪に手を染めた子供の扱いに関し、警察と家庭、警察と学校、学校と家庭のトライアングルが、最も望ましいあり方を改めて検討してほしい。場合によっては法務省、文科省、教育委員会・教育庁を巻き込んだ協議も必要だと思います。④犯罪の広域化に鑑み、今回の警視庁の英断が警察庁や他府県警に拡大されるよう万防機構などを通じて必要な情報共有が図られること。⑤万防機構は社会の意識・商人の意識・マスコミの意識の方向付けをコーディネートして大いにキャンペーンを張るべし。万引犯罪が減ることに反対する人は一人もいないのに、人権問題、教育問題が絡むと「ワケ知り顔」の人が出て来て物事が頓挫するのを説得できないのは関係者の意識の方向付けが上手くコーディネートできてないからだと思うのです。

編集部：貴重なご提案をありがとうございました。

東京「万引きをしない　させない　見逃さない」社会総ぐるみ運動

資料提供：警視庁生活安全部

1　東京の治安と万引き問題

平成20年12月に政府の犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、警視庁では、各部門が横断的に取り組むべき新たな治安上の課題について総合的な検討を行い、的確な施策の策定と推進に資するため、平成21年３月１日、副総監を長とする「警視庁施策総合検討委員会」を設置した。

本委員会における検討課題の一つとして、「社会における規範意識向上に向けた対策」に取り組むこととした。これは、**万引きの蔓延、ゴミ、落書きの放置、交通ルール・マナーの欠如等ややもすれば軽視されがちな秩序違反行為に重点的に取り組むことで、人々の規範意識の向上を図り、将来の東京の安全・安心を実現しようというものである。**

これらの中でも、万引きをめぐる現状は極めて深刻である。東京都内における刑法犯認知件数が官民挙げての犯罪抑止総合対策により平成15年以降６年連続減少しているのに対し、万引きの認知件数はここ数年高止まりの状況が続いている。その結果、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は著しい増加傾向を示しており（平成20年は８．４％と10年前の約３倍の数値）、本年に入ってこの傾向は更に顕著なものとなっている。万引きは、警察に通報されない被害、いわゆる**暗数が多い**ことも考えると、都内における犯罪の裾野に万引きが大きく広がってきている。

万引きで検挙、補導された者を年齢別に見ると、かつては過半数を占めていた20歳未満の少年の占める割合が年々減少しているのに対し、20歳以上65歳未満の成人及び65歳以上の高齢者の占める割合が増加しており、平成20年は、少年25．８％、成人51．６％、高齢者22．６％となっている。万引きは、もはや少年時代に特有の一過性の犯罪ではないのである。したがって、**少年対策とともに、成人、高齢者向けの対策が求められているのである。**特に、都内における高齢者による万引きは、過去10年間で約８．５倍と急増しており、今後の高齢化の進行に伴い、更に増加することが予想され、その対応は急務である。

【東京都内】

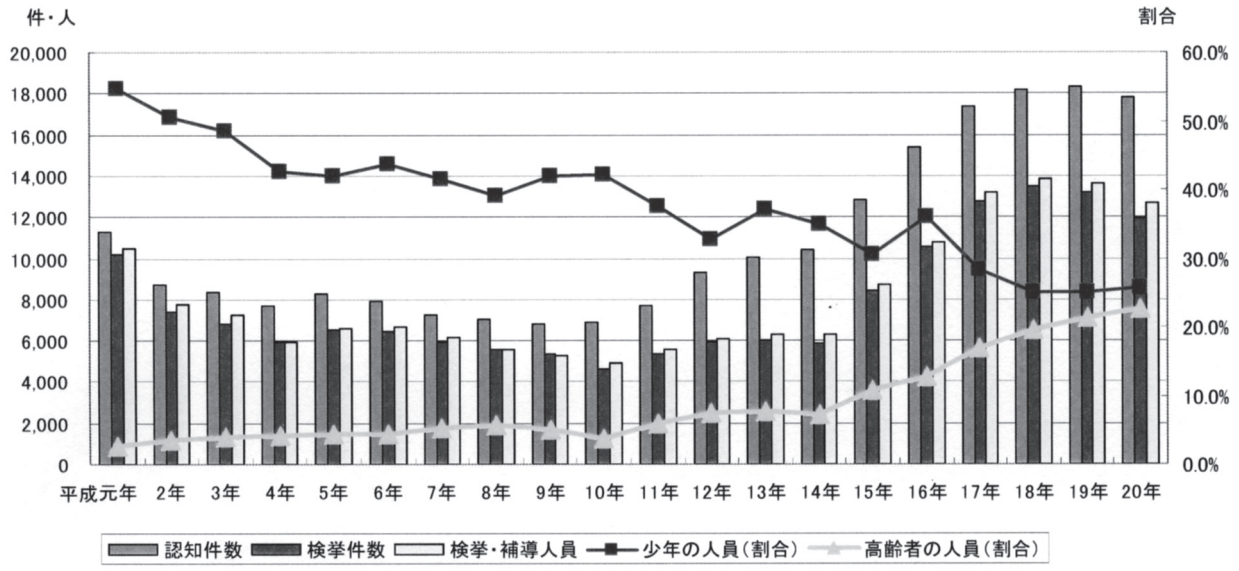

【全国】

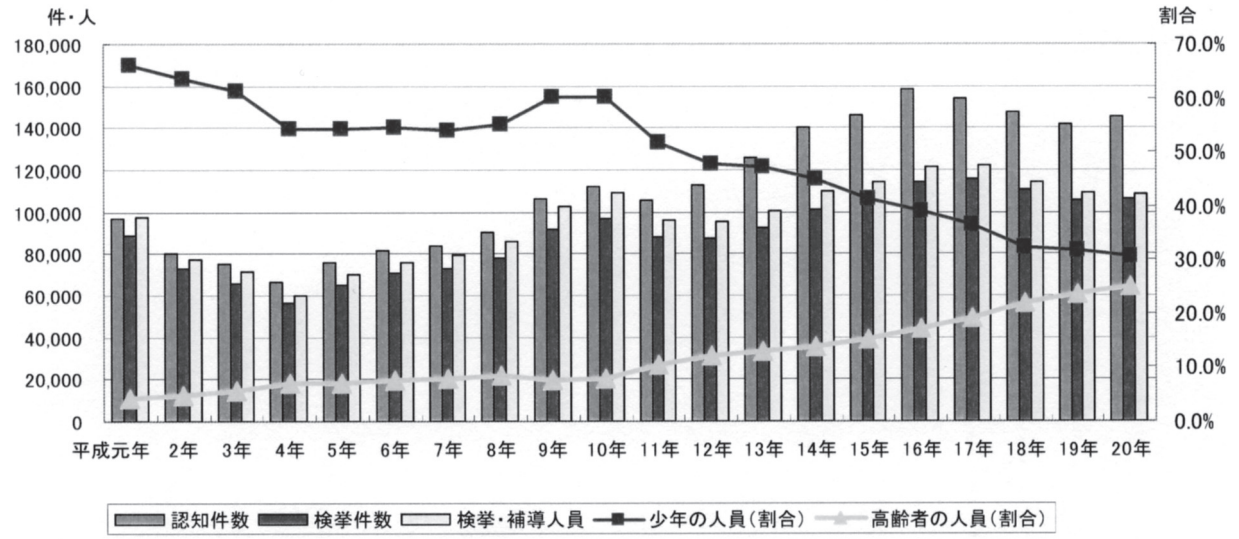

一方、万引きは初発型の犯罪であり、これを放置することで再犯を繰り返して犯行がエスカレートしていく傾向があると言われている。特に少年による万引きは、いわゆる「初発型非行」の一つとして、他の重大な非行の入口となる犯罪である。その意味で、平成21年に入って少年による万引きが増加し、特に中学生による万引きが著しく増加していることは極めて憂慮すべき状況である。

こうした現状から、万引き問題は、東京の将来の治安に影響を及ぼすおそれのある重要な問題であり、今こそ重点的に取り組むべき治安課題である。

2　調査研究の実施と提言

そこで、警視庁では、万引きの実態を詳細に把握するために、平成21年４月から６月までの間、万引き被疑者の犯行の態様、動機・原因、再犯等に関する特別調査を実施するとともに、７月１日付けで、桜美林大学の坂井昭宏教授（倫理学）を委員長とし、倫理、教育分野の有識者で構成する「**「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会**」を設置した。本委員会では、特別調査結果に専門的な分析、検証等を加えるとともに、ＧＩＳ（地図情報システム）等を活用 した詳細な統計分析、都内小売店舗に対する聞取調査等を実施して、集中的な議論、検討を進めていただいた。また、委員会には、**ＮＰＯ法人「全国万引犯罪防止機構」からオブザーバーとして参加いただき、小売業界の実情等を紹介いただいた。**このように、本格的に万引き問題に関する調査研究を実施したのは、警視庁として今回が初めてである。

本調査研究によって、以下のとおり、都内における万引きの実態が浮き彫りとなった。

- **少年の万引き**の背景には、**「ゲーム感覚」**が認められ、犯行時に**「捕まるとは思っていなかった」「運が悪かった」**と考えるなど、規範意識の低さが目立つ。友人等と犯行に及ぶ者も少なくなく、誘いを断りきれなかった者もいる。一方、再犯者の中には、売却目的で計画的に犯行に及ぶ悪質な者が見られる。
- **成人、高齢者の万引き**の背景には、**「孤独」、「困窮」、「生き甲斐のなさ」**が認められる。犯行時に「何も考えていなかった」など、規範意識の低さが目立つ。万引きで捕まったほぼ３人に１人が繰り返し犯行に及んでいる。成人の再犯者の中には、売却目的で計画的に犯行に及ぶ悪質な者も見られる。
- **少年、成人、高齢者の再犯者の犯行**の背景として、過去に万引きをして見つからなかったり、警察に通報されなかった経験や初めて検挙された時の処分が本人にとって感銘力がなかったことの影響が認められる。
- **繁華街における万引き**が、当該地域及びその周辺地域に居住する者のみならず、都外を含めた遠隔地に居住する者によって行われるのに対し、住宅街における万引きの多くは、当該地域及びその周辺地域に居住する者によって行われている。
- **小売業界**にとって万引きの被害は極めて深刻な状況にある。特に、平成21年来の金融・経済危機により厳しい経営状況が続いている中で、万引き被害は各小売店舗にとって経営を左右しかねない死活問題となっている。また、被害の中には、化粧品等高額商品を連続して盗む事案、エコバッグを悪用する事案、商品に付いているタグを切断する事案、家族連れでショッピングカートごと盗む事案といった悪質なものも見られる。
- 小売店舗によって、万引き防止対策の取組みには、かなりの温度差がある。万引き被害の警察への通報についても、全件通報を基本方針としている店舗、事案に応じて通報することとしている店舗など、対応はまちまちである。万引きが店舗に発覚して警察に通報される確率は、約20%と推測される。他方、多くの店舗にとって、被害届出に要する時間が相当な負担となっている。
- 上述した万引き被疑者の規範意識の低さ、小売店舗における対応のばらつきのほか、代金支払いで済ませようとする一部の少年の保護者の対応を含め、社会全体としての万引きに対する意識の低さが認められる。

平成21年８月26日、本調査結果及びそれを踏まえた「万引き防止対策に関する総合的提言」を盛り込んだ調査研究報告書が、委員会から警視庁に提出された。
警視庁ホームページの「万引きに関する調査研究報告書」へアクセス
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/manbiki/manbiki_chosa.pdf

3　万引き防止対策の基本的考え方

調査研究委員会の提言を受けて、警視庁として、今後推進すべき諸対策を取りまとめ、**「アクションプログラム」**を策定することとしたが、その前提となる万引き防止対策に関する基本的考え方は、以下のとおりである。

平成21年８月29日「もっと安全・ほっと安心・さわやか Tokyo」

平成21年８月29日「もっと安全・ほっと安心・さわやか Tokyo」

（１）警察のみならず、行政、小売店舗、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア、関係団体等社会を挙げた総合

的な取組みとすること

万引きは、特定の属性を持つ犯罪者によって行われる犯罪ではなく、いわば普通の人々、すなわち、年齢、性別、職業等を問わない多数の人々によって行われる日常的な犯罪である。したがって、暴力団犯罪等とは異なり、警察による取締り等だけでは、万引きを防止することはできない。また、被害対象となっている小売店舗による取組みが必要であることは言うまでもないが、万引きに対する社会全体としての意識の低さが万引きの犯行を助長している状況にあることから、これを払拭して万引きに対する社会の意識を高め、万引きを許さない環境をつくるためには、社会の多くの構成員が万引き防止のための取組みに積極的に参画する必要がある。

したがって、万引き防止対策は、警察、行政、小売店舗、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア、関係団体等による総合的な取組みとすることが不可欠である。今後、警視庁では、全都レベルで、東京都、各業界団体、関係機関、団体等を構成員とする「万引き防止官民合同会議」を設置するとともに、各地域、商店街において、警察署、自治体、各小売店舗、学校、関係団体等を構成員とする「万引き防止連絡会」を設置して、官民を問わない社会総ぐるみの取組みを展開していく考えである。

もとより、警視庁自らが、今後、万引き防止対策に、重点的に、かつ部門横断的に取り組むべきことは言うまでもない。そのために、職員一人一人の万引きに対する意識を改革する、すなわち、「割れ窓理論」に基づき、万引きを単なる軽微な犯罪と捉えるのではなく、**社会の規範意識の低下を特徴的に示す犯罪であり、より悪質な犯罪への「ゲートウェイ犯罪」であると捉えて**、万引きの取扱いを一層的確に行うとともに、諸対策を強力に推進していく所存である。

平成21年９月24日「万引きをしない　させない　見逃さない」東京キャンペーン

平成21年９月24日「万引きをしない　させない　見逃さない」東京キャンペーン

（２）万引きに対する「規範意識の向上」を図るために、「社会における絆づくり」等に取組み、万引きをさせない社会環境をつくること

万引き防止対策の第一歩は、「たかが万引き」とする社会全体の意識を払拭して、「万引きは犯罪である」という明確なメッセージを繰り返し発信して、自ら「万引きに手を染めてはならない」という人々の規範意識を醸成するとともに、他人に対しても「万引きに手を染めさせない」、「万引きを見逃さない」という毅然とした態度を養う必要がある。そのために、今後、関係機関、団体等と連携したキャンペーン、**「万引きゼロの日」**の設定、万引きの実態に係る情報の発信等諸対策を強力に推進していく。

特に、少年については、友人等の影響を受けやすく、誘いを断れずに万引きに及ぶ者も少なくないことから、「道徳」、「倫理」の時間等学校教育の場はもちろん、少年に接する周囲のすべての者があらゆる機会を通じて、「万引きはゲームではなく犯罪である、何があっても絶対にやってはならない」ことを繰り返し発信して、明確な規範意識を植え付けることが極めて重要である。

万引き防止対策で重要なことは、万引きに手を染めようとしている者に対して、その犯行を思いとどまらせるような社会環境をつくることである。店員による声かけが行われ、効果的な商品陳列等がなされている「万引きしにくい店舗づくり」を進めるとともに、万引きが多発する繁華街等において警察官や民間ボランテイアによるパトロールを実施するなど、万引きをさせない環境を整備していくことが重要である。

また、万引きの背景には、家庭、地域社会等における人間関係の希薄化（心の支えになる者の不在）等が認められることから、地域における落書き消しや花壇づくり等の社会参加活動等に、親と子で一緒に参加してもらい家庭の絆を深めたり、高齢者に参加してもらって他の住民と触れ合う機会をつくることで、地域の絆を深めることにより、地域社会の再生・を図ることは、万引きをさせない社会環境をつくる上で、大変重要な取組みであると考える。

そして、こうした取組みにもかかわらず、不幸にして万引きに手を染めてしまった者に対しては、その犯行を決して見逃すことなく、強く反省を促し、「二度と法を犯すまい」と固く決意するような感銘力のある措置を講ずる必要がある。特に、万引き被疑者は犯行を繰り返すことで、規範意識を著しく低下させでいく傾向にあることから、被疑者の

平成21年11月１日スタート　警視庁、万引被害届簡略化「全件警察へ通報」各紙記事

周りの全ての関係者が毅然とした対応をすることが肝要である。この点で、小売店舗による警察に対する全件通報の実現が万引き防止対策には不可欠であり、警視庁では、今後、店舗側の時間的な負担を軽減するために、処理の迅速化に努めることとする。併せて、関係機関、家庭、学校等との連携を強化して、再犯を防止するためのより感銘力のある措置がとられることにより、被疑者の万引きに対する自制心を強化することを目指すものである。

（３）万引き防止対策を将来にわたる持続的な取組みとし、それにより「安全・安心な街、東京」の実現に寄与すること

万引きについては、社会全体としての意識の低さがその背景にあること、少年、成人、高齢者等年齢層により、犯行の形態、原因、その社会的背景等が異なること、社会全体としての総合的な対策を展開しなければならないこと等から、万引き防止対策は、一過性のものではありえず、各業界、関係機関、団体等と連携して、将来にわたって持続的に取り組んでいくものである。

今後、アクションプログラムに盛り込まれた諸対策を着実に推進するとともに、万引きの実態、犯行の原因、その社会的背景等を絶えず調査、分析し、定期的にこれら対策の検証、見直しをすることにより、**持続的な万引き防止対策**を講じていくこととする。

特に、深刻化する高齢者の万引きの実態は、その背後に大きな社会的問題があることを示唆しており、今後、東京都等と連携して、その社会的背景等について、更に突っ込んだ調査、分析を行うことが必要である。それにより、万引きの要因となっている問題の解決に向けた社会全体としての在るべき対策を追求していく必要がある。

また、今回の調査研究は、警視庁として初めて本格的に万引き問題に取り組んだものであり、都内の万引きの実態については、未だ把握、分析できていない部分が多い。その意味でも、持続的な調査、分析と対策の検証、見直しが不可欠である。

いずれにせよ、今後の息の長い持続的な取組みこそが、人々の規範意識を醸成するとともに、家庭、学校、地域社会等における絆づくりを着実に推し進めるものである。そして、それは、単に万引きの防止にとどまらず、街頭犯罪、侵入犯罪等の他の犯罪や少年非行の防止につながるものである。万引き防止対策に将来にわたり持続的に取り組むことで、「安全・安心な街、東京」の実現に大きく寄与することを目指すものである。

平成21年12月２日「東京万引き防止官民合同会議」共同宣言

「万引きをしない　させない　見逃さない」
共　同　宣　言

私たち「東京万引き防止官民合同会議」参加団体は、「たかが万引き」とする社会の風潮に警鐘を鳴らし、人々が万引きに手を染めないように社会の意識を高めるとともに、万引きを許さない社会環境をつくるため、協働して万引き防止対策に取り組むことに合意し、「万引きをしない・させない・見逃さない」ことをここに宣言致します。

１　社会総ぐるみの取組みを展開します。
万引き防止対策は、警察、行政はもとより小売店舗、家庭、学校、地域住民、ボランティア、関係団体等が力を合わせ、「万引きは絶対に許さない」という社会全体の機運を高め、社会総ぐるみの取組みを展開します。

２　万引きをさせない環境整備を推進します。
被害者となる小売店舗においては、企業の社会的責任という観点から、積極的な店員の声かけ、商品の効果的な陳列等「万引きしにくい店舗づくり」に努めるなど、万引きをさせない環境整備を推進します。

３　全件届出と感銘力のある措置に努めます。
万引きは、ゲームではなく犯罪です。「初めてだから大目に見よう」という温情主義を払拭し、「全件届出に向けた取組み」を強力に推進するとともに、それぞれの立場で二度と万引きに手を染めない感銘力のある措置を講ずるように努めます。

平成２１年１２月２日

東京万引き防止官民合同会議参加業界・関係団体
東京都
東京都教育庁
警視庁

平成21年12月２日「東京万引き防止官民合同会議」共同宣言内容

平成21年12月２日「東京万引き防止官民合同会議」米村警視総監挨拶

「万引き防止のためのアクションプログラム」～骨子

第１　基本的対策

１　万引きをさせない社会気運の醸成

○　広報啓発活動の推進

○　情報発信活動の推進

２　効果的な抑止対策及び取締りの強化

○　発生状況に応じた警戒及び店舗への立寄りの強化

○　万引き被害品の流通防止対策の推進

○　隣接県警察との連携強化

３　全件届出に向けた取組みの推進

４　万引き情勢の的確な調査・分析及び先行対策の推進

○　「万引き調査・分析専従班」の設置

○　新規小売店舗等に対する先行対策の推進

５　万引き検挙・防止対策に対する適正な評価

第２　業界に対する対策

１　「万引き防止官民合同会議」の新設による業界対策の推進

２　「万引きは犯罪である」という認識の確立（万引きの全件届出）

○　各業界団体等に対する働きかけ

○　各小売店舗に対する働きかけ

３　業界における防犯対策の支援促進

○　各店舗に対する防犯指導の徹底

○　各業界団体等による被害実態の公表の促進

第３　地域における対策

１　繁華街におけるボランティアによる防犯パトロールの実施

○　ボランティアに対する万引き被害の発生情報等の提供

○　ボランティアに対する指導

２　地域ぐるみで万引きを防止する活動の推進

○　「万引き防止連絡会」への設置

○　「万引き防止連絡会」への加入促進

○　広報啓発活動の推進

第４　少年に対する対策

１　明確なメッセージの発信（「万引きはゲームではなく、犯罪である」）

○　学校教育における万引き防止に係る指導等の充実

○　セーフティ教室の充実

○　万引き少年及び保護者に対する訓戒資料の作成

２　関係者による「感銘力」のある措置

○　警察におけるより厳格な選別の実施

○　関係機関との連携

○　小売店舗における毅然とした対応の促進

３　家庭における絆づくり、親子関係の再構築

○　親と子の社会参加活動の推進

○　新たなボランティア組織の結成

○　親に対する支援活動

第５　成人に対する対策

１　感銘力にある措置

２　成人の地域社会への参加の促進（「孤独」「生き甲斐のなさ」対策）

第６　高齢者に対する対策

１　社会的背景の分析・把握

○　社会的背景の調査・分析

○　関係機関等との連携

２　高齢者の地域社会への参加の促進（「孤独」「生き甲斐のなさ」対策）

○　社会奉仕活動への参加の促進

○　社会奉仕活動の広報、周知

３　モデル地区事業の実施の検討

４　現行の警察活動を活用した要望、意見等の吸い上げ

第７　再犯防止のための対策

１　再犯者に対する厳格な処分の推進

２　社会奉仕活動への参加の促進

ワイド企画

広報けいしちょう　平成21年（2009年）11月15日

もっと安全・安心な街にするために

～万引きは「しない、させない、見逃さない」～

警視庁は、「安全・安心な街、東京」の実現に取り組んでいますが、その実現のためには、みなさんのご協力が必要です。まずは何から始めればいいのか、いっしょに考えてみましょう。

広報けいしちょう　平成21年11月15日

総会後の活動と報道関係

前述の警視庁が強力に万引防止対策を推進するなかで、特に万防機構が関わった事項が報道で取り上げられたケースが数多くありました。

① **総会で発表した２本の調査**：日テレズームイン、セキュリティ産業新聞、毎日夕刊１面

② **７月１日　京都府警本部で事務局長が講演**・他：京都新聞

③ ７月３日　警視庁万引対策調査委員会設置：産経、時事通信、朝日夕刊トップ、

④ **同上に佐藤理事と事務局長がオブザーバーとして参画**

⑤ マイバック問題：朝日埼玉（**事務局長コメント**）、毎日夕刊（**事務局長コメント**）、産経

⑥ ７月19日　静岡新聞：独自の調査を発表（**事務局長コメント**）　更に８月２日同紙社説で地域の万引防止対策組織設立を提言

⑦ ８月26日　③項の報告・提言：ＮＨＫ首都圏ニュース、全国ニュース、テレビ各局、新聞各紙，東京新聞は１面と27面に大きく掲載，警視庁ホームページ

⑧ ８月29日　東京都庁で「もっと安心・ほっと安心・さわやかＴｏｋｙｏ！」開催**河上理事長が基調講演**：ＮＨＫ、警視庁ホームページ

⑨ ８月29日　**河上理事長に取材**：ＴＶ朝日スクープ決定的瞬間

⑨ ９月18日　警視庁「万引防止アクションプラン」公表：讀賣夕刊、日経夕刊、朝日東京

⑩ ９月24日　豊島公会堂・警視庁・東京都・万防機構主催「万引きをしない　させない見逃さない」東京キャンペーン開催・**河上理事長総括コメント・吉川委員長司会**：ＮＨＫ・ＴＢＳみのもんたアサズバ・東京・時事・産経

⑪ ９月27日　産経・全国・万引現場にモンスターペアレント（**事務局長コメント**）：関連でテレ朝より、**山村総務委員長取材を受け**10月１日放映、日経、朝日

⑫ ９月29日　**八戸地区地域防犯管理者講習会・加藤委員長講演**

⑬ 10月５日　渋谷万引犯罪根絶対策協議会発足式・**河上理事長基調講演**

平成21年10月５日「渋谷万引犯罪根絶対策協議会」発足式

⑭ 10月７日　万引の現状・**河上理事長に取材**：ＴＢＳＴＶイブニングワイド

⑮ 10月９日　書店万引の実態・**加藤調査研究委員長に取材**：フジＴＶスーパーニュース

⑯ 10月14～17日　**「万引防止実践講座」北海道シリーズ開催**：北海道新聞

平成21年10月14～16日「万引防止実践講座」北海道シリーズ

⑰ 10月24日　東京都の万引き被害年670億円：毎日夕刊・トップ

⑱ 10月27日～30日 警視庁小売業団体に全件警察へ通報を要請（**佐藤理事・事務局長同行**）：ＮＨＫ、各紙

⑲ 11月１日　全件警察へ通報開始：各局・各紙

⑳ 11月17日　原宿警察署万引防止連絡会発足式・**事務局長基調講演**

㉑ 11月25日 中日新聞ファミリ欄に「犯罪という認識を、しかって反省促がそう」

㉒ 12月２日　東京万引き防止官民合同会議・**河上理事長綜合コメント**：全局、全紙

㉓ 12月３日　原宿の若者向け衣料品店を診断・**稲本普及推進委員会委員**：NHK・日テレ・ＴＢＳ・東京・朝日・ＮＨＫラジオ（**事務局長電話でインタビューに答える**）

㉔ 12月４日　学生野球協会不祥事38件中万引き５件：朝日

㉑ 12月４日 警視庁年末会見・米村警視総監「万引等ゲートウエイ犯罪の対策の必要性強調：朝日

㉒ 12月19日　万引撲滅へ対策加速・警視庁全国リード：静岡新聞特集ＮＥＷＳ交差点

㉒ 12月24日　東京万引き防止官民合同会議・総務委員会開催（**佐藤理事・事務局長出席**）

㉓ 12月25日　警視庁「万引品の流通防止を質店・古物商に要請」

㉔ 22年１月８日　日本チェーンストア協会「警視庁との万引き対策に係る意見交換会」開催「全件届出と手続き簡素化」の運用について活発な意見交換警視庁生活安全部管理官と**万防機構事務局長出席**）

万防機構活動報告

第４回通常総会を開催しました

万防機構は平成21年６月17日午後、新宿の東京厚生年金会館で平成21年度第１回理事会と（理事出席16名　委任状４名）に引き続き、第４回目の通常総会（会員出席43名、委任状15名、会員外出席50名）を開催し、平成20年度の事業報告と、平成21年度の事業計画を提案し、総会の承認を得ました。

河上理事長

続いて、第２部では、元東京讀賣巨人軍選手で「絶好調」が代名詞となる、中畑　清さんに「プロ野球と青少年の健全育成」の演題で講演をいただきました。持ち前の明るい絶好調な話しぶりで、会場を爆笑の渦に巻き込んでいただきました。「万引犯罪」といえば、暗いイメージがありますが、その暗さを吹き飛ばしていただきました。会場の皆様に元気を与えていただいたように思います。

中畑　清　氏

さらに続いて、平成20年度事業として行われた定番の２本の実態調査の結果を報告いただきました。「万引に関する全国青少年意識調査」を東京都の「子どもに万引きをさせない連絡協議会」の座長を務めておられる日本女子大学の清永賢二教授（当日は清永教授のご都合により、川嶋　宏昌氏が代理）に、また、「全国小売業万引被害実態調査」に関しては、調査研究委員会の加藤和裕委員長に報告をいただきました。

続いて若松修普及推進委員長の司会で、上記２本の調査に対する意見交換や各地の取組みの発表がなされました。

別室での意見交換会では、猪狩監事の開会挨拶、警察庁の安田生活安全企画課長と警視庁の鈴木生活安全部参事官にお言葉をいただき、会員相互の意見交換を中心に盛り上がりました。

万防機構への寄付をいただいています

今年度も万防機構に対して浄財の寄付をいただいています。チェーン店舗での万引被害に対して申し受けている賠償金を毎年、全額寄付頂いている名古屋市の㈱三洋堂書店様はじめ、下記の皆様からのご寄付がありました。誠にありがとうございました。

①　平成21年５月13日　㈱三洋堂書店様　金203,896円
②　平成21年６月30日　大阪市　高島　昇様　金5,000円
（高島　昇様は会員です。）
③　平成21年９月25日　北海道　Ｎ様　金5,000円

各種団体行事等の後援をしています

万防機構と友好関係にある各種団体等の主催する行事等に対して、主催・後援・協力等名義使用の使用に応じて下記の通り後援・協力しています。

①　平成21年４月～５月　日本ＥＡＳ機器協議会が実施した「小売業におけるソースタギングに関する意識調査」への協力
②　平成21年７月１日　ＮＰＯ法人セルメディアネットワーク協会「非行防止キャンペーン」ポスターに関して、財）全国防犯協会連合会とともに後援
③　平成21年７月17日　日本チェーンドラックストア協会作成の防犯ポスター「万引きはダメ」に関して警察庁とともに後援
④　平成21年９月24日　警視庁より提案の「万引きをしない　させない　見逃さない」東京キャンペーンを警視庁・東京都とともに主催
⑤　平成21年11月20日　社）全国少年警察ボランティア協会・財）社会安全研究財団主催「第16回少年問題シンポジュームに警察庁・内閣府・法務省・文科省・厚労省・ＮＨＫ・毎日新聞・讀賣新聞等とともに後援

万引防止実践講座を実施しています

平成21年10月14日：帯広・　・40名、　15日：札幌・　・59名、　16日：旭川・　・44名計143名の北海道シリーズを実施しました。今回は北海道の地元の小売業団体が主催し万防機構からは、講師派遣・資料提供の形式で実施しました。

２つの全国調査の実施状況

平成22年1月13日現在、「万引に関する全国青少年意識調査」は調査票の回収中です。

対称校141校中、回収が86校で回収率61％で順調に推移しています。

「全国小売業万引被害実態調査」については、調査内容が固まり、調査対象企業のチャックをしています。３月初旬に調査票を発送する予定です。

お願い

今年度は、前述のように警視庁が万引犯罪に対して、正面から取り組まれ、万防機構が設立当初から課題としてきた通報ルールの簡略化をはじめ諸課題が良い方向で解決していくと確信しています。これまでも河上理事長を先頭に全面的に協力してきましたし、いよいよ本番を迎える平成22年もさらに協力していこうと考えますので、皆様のさらなるご協力をお願いいたします。

発行：特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構

〒160-0004　東京都新宿区四谷1-2-8　Tel.03-3355-2322 Fax.03-3355-2344
e-mail　info8@manboukikuou.jp　　URL http://www.manboukikou.jp